



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社日本一ソフトウェア
代表者名 代表取締役社長 北角 浩一
(JASDAQ・コード番号：3851)
問合わせ先
役職・氏名 取締役管理部長 世古 哲久
電 話 058-371-7275

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第 28 条（取締役の責任免除）及び第 39 条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第 28 条及び第 39 条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第 39 条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 今後の事業展開の促進および経営基盤の充実強化に備えるために、取締役の増員が可能となるよう員数を 5 名から 8 名に 3 名増加するものであります。（現行定款第 18 条）

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のため株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p>第19条 ～ 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条 ～ 第38条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第40条 ～ 第47条 (条文省略)</p>	<p>第1条 ～ 第17条 (現行どおり)</p> <p>(員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>8名</u>以内とする。</p> <p>第19条 ～ 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条 ～ 第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第40条 ～ 第47条 (現行どおり)</p>